

学校給食用食材の測定結果（令和元年11月第5週）

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地（大字）	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ハクサイ	平泉町長島	令和元年11月25日	不検出	不検出
2	サトイモ	平泉町長島	令和元年11月25日	不検出（※1）	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
※1：放射性セシウム134の検出下限値は、10.8Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果（令和元年11月第2週）

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地（大字）	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ダイコン	平泉町平泉	令和元年11月5日	不検出	不検出
2	ジャガイモ	平泉町長島	令和元年11月5日	不検出	不検出
3	タマネギ	平泉町長島	令和元年11月5日	不検出（※1）	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
※1：放射性セシウム134の検出下限値は、10.3Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果（令和元年10月第5週）

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地（大字）	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	長ネギ①	平泉町長島	令和元年10月28日	不検出	不検出
2	長ネギ②	平泉町平泉	令和元年10月28日	不検出（※1）	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
※1：放射性セシウム134の検出下限値は、10.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果（令和元年10月第3週）

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地（大字）	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	カボチャ	平泉町長島	令和元年10月15日	不検出（※1）	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
※1：放射性セシウム134の検出下限値は、10.5Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果（令和元年10月第2週）

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地（大字）	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ	平泉町長島	令和元年10月7日	不検出	不検出
2	タマネギ	平泉町長島	令和元年10月7日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年8月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ナス	平泉町長島	令和元年8月5日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.6Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年7月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ジャガイモ	平泉町長島	令和元年7月16日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.2Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年7月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ピーマン	平泉町長島	令和元年7月8日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.1Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年7月第1週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	梅干し	平泉町長島	令和元年7月1日	不検出	不検出
2	ジャガイモ	平泉町平泉	令和元年7月1日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年6月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町平泉	令和元年6月24日	不検出(※1)	不検出
2	ジャガイモ	平泉町平泉	令和元年6月24日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.2~10.5Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年6月第4週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タマネギ	平泉町平泉	令和元年6月17日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年6月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	ダイコン	平泉町平泉	令和元年6月3日	不検出	不検出
2	キャベツ	平泉町平泉	令和元年6月3日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年5月第5週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	キャベツ	平泉町長島	令和元年5月27日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年5月第3週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タケノコ	平泉町長島	令和元年5月13日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値は、10.9Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食用食材の測定結果(令和元年5月第2週)

測定した全ての食材が『不検出』となり、給食への使用が可能な食材であることが確認されました。

	食材名	産地(大字)	測定日	測定結果(単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	タケノコ	平泉町長島	令和元年5月7日	不検出(※1)	不検出
2	ニラ	平泉町長島	令和元年5月7日	不検出(※1)	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
※1:放射性セシウム134の検出下限値範囲は、10.3~10.7Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg